

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

有限会社 安田林業

平成 1 8 年 1 2 月

(社)全国林業改良普及協会

## I. (有) 安田林業の概要

1. 申請者名称・所在地 有限会社安田林業 代表取締役 安田孝  
広島県廿日市市宮園 2-7-6

2. 認定事業体 有限会社安田林業 代表取締役 安田孝  
広島県廿日市市宮園 2-7-6  
(有) 安田林業／素材生産・木材販売  
冠工房 　　　　　／木工品加工・販売  
<http://www.yasuda-t.com/>

3. 事業内容・業種 素材生産・木材販売及び木工品加工・販売

4. (有) 安田林業の沿革と概要

(有) 安田林業は平成 4 年 2 月に代表安田孝にて創立。

SGEC 森林認証（申請中）林である安田山林（個人所有）の管理と素材の販売が主な目的で、安田山林の素材や加工品を、広島市近郊の工務店や木材加工工場に積極的に営業し、直接販売している。

平成 11 年より、「木材に付加価値を」と素材の販売のみではなく木材の加工品（製材品）の生産と販売を始めている。

平成 13 年、店舗名を「冠工房」と命名し、主に所有山林のスギ・ヒノキ間伐材を材料とした木工品の加工と、自らの web サイト「森からの宅配便」を利用したオンラインショッピング等での販売を始める。

平成 17 年には、吉和にある車庫を改装し工房「冠工房」をオープンし、体験木工と木工品販売に力を入れ、現在に至っている。

5. 分別・表示管理体制

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC 森林認証された森林から生産した認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する管理責任者を設置し管理体制を確立するとともに、帳票類を作成・保存して認証林産物の普及・PR に努める」こととしている。

なお、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「SGEC 分別・表示管理体制図」を定めている。

## Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

### 1. 有限会社安田林業の審査経過

(有)安田林業の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、大竹秀一の3名が下記のとおり行った。

#### 【審査申込】

平成18年7月1日／審査申込

(内容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

#### 【認定審査】

7月5日／書類確認及び現地確認

(内容)

1. 資料の提出を受け、内容を確認し、修正事項などを指示した(以下、同じ)。
2. 現地確認

(場所)

(有)安田林業及び冠工房

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会                      大竹秀一

(出席者)

(有)安田林業 代表取締役                      安田 孝

(内容)

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. (有)安田林業において事業の概要、現行の原木生産・販売、製材から木製品生産における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

8月28日／書類確認

10月25日／ ”

12月20日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根	明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原	輝彦
東京農工大学助教授・農学博士	土屋	俊幸
木構造振興株式会社専務取締役	西村	克美
(社)日本育種協会理事長	真柴	孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	高澤	修
同	児島	裕
同	野田	昭一
同	大竹	秀一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. 有限会社安田林業の審査における判定事由書

審査委員会により、S G E Cの定める「認定審査」基準事項に基づき、別紙「有限会社安田林業審査判定表」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙「有限会社安田林業審査判定表（分別・表示）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、有限会社安田林業は、認定に値する事業体であるとして判定された。

#### 基準 1 経営の健全性

##### 1-1 / 妥当である 持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

有限会社安田林業（広島県廿日市市宮園）は、林業家である安田氏が所有する山林の管理と、素材生産した丸太を「積極的に工務店や木材加工場に売込」ことを目的として平成4年に設立した有限会社である。丸太は、広島市近郊の工務店や木材加工場などに直接販売されている。

平成11年からは、間伐材などを利用した家具・木工品の生産と販売も手がけ、自らのWEBサイトによるオンラインショッピングにも力を入れている。

##### 1-2 / 妥当である 経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

#### 基準 2 認証林産物取扱の業態

##### 2-1 / 妥当である 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

（有）安田林業の設立目的は、自らの山林の管理とその木材の販売で、直接販売を通じて、地域材にこだわった建築家や工務店などと、様々な形でネットワークを築いてきている。

さらに消費者と直接向き合える木工品などの加工・販売も手がけてきており、S G E C 認定事業体としての条件を揃えている。

## **2-2 / 妥当である**

**認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。**

安田氏の安田山林は、現在 SGEC 森林認証審査中であり、（有）安田林業は、安田山林の原木の地域での直接販売を主な業務としている。また、連携して事業体申請中の「永本建設株式会社」「株式会社河本組」などと、現在も反復継続的な取引関係ができています。

## **2-3 / 妥当である**

**認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。**

（有）安田林業は、平成11年より、「木材に付加価値を」と素材の販売のみではなく木材の加工品（製材品）の生産と販売を始めている。

また、消費者と木を通じて直接向き合える木工体験・販売施設「冠工房」や自らの web サイト「森からの宅配便」を利用したオンラインショッピング等での販売など、自社及び地域材の利用促進に積極的に取り組んでいる。

そのような取組を、ホームページやブログを通じて広く PR している。

## **基準3 分別・表示管理運営の体制**

### **3-1 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。**

（有）安田林業では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の加工・管理計画書」を作成している。

### **3-2 / 妥当である**

**認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。**

（有）安田林業には、原木土場及び、製材品の乾燥及び保管を目的とした保管庫を設けており、規格・寸法、用途別に保管されている。

認定後は、認証林産物専用の保管場所を設置することとしている。

### **3-3 / 妥当である**

**分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。**

（有）安田林業では、分別・表示管理を担当する SGEC 認証林産物管理責任者及び現場担当者を配置し、研修を行うこととしている。その他の従業員に対しても分別・表示管理の趣旨の周知を図る。なお、「SGEC 認定事業体組織図」を

作成している。

### **3-4 / 妥当である**

**伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。**

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

### **3-5 / 妥当である**

**定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。**

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

## **IV. 添付資料（主な確認資料）**

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の加工・管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・ S G E C 認定事業体組織図